

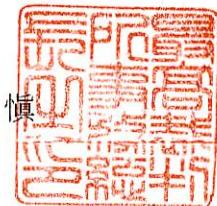
最高裁秘書第739号

令和4年3月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月18日付け（同月19日受付、第030900号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「衆議院法務委員会 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

衆議院法務委員会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議決年月日 (回次)	令和3年3月12日 (第204回国会)	提出会派	自民、立民、公明、維新、国民
		結果	賛成多数（反対－共産）
議案の概要	裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするもの		

（令和4年1月調査）

附帯決議	処理状況	処理内容及び今後の予定 (対応困難な場合はその理由)
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和3年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和3年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 平成二十五年三月二十六日、平成二十八年三月十八日、平成二十九年三月三十一日及び令和二年四月三日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理状況の欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。